

【飯山市】 端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数(人)	1160	1160	1150	1150	1150
② 予備機を含む 整備上限台数(台)	1334	1334	862	65	15
③ 整備台数(予備機除く)(台)	0	413	747	0	0
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	413	747	0	0
⑤ 累積更新率	0%	36%	101%	101%	101%
⑥ 予備機整備台数	0	47	50	50	50
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	47	50	50	50
⑧ 予備機整備率		11%	7%		

※①～⑧は未到来年度等にあっては推定値を記入する

端末の整備・更新の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度に導入した端末を、令和7年度（中学校）、令和8年度（小学校）の2か年で整備することで財政平準化を図りながら更新する。 端末OSが変更となるため、補助上限内で予備機も含めて整備する。 指導者用端末は、整備する生徒用端末と同OSのものを既に配備しているが、一部不足分や古いものについては、令和7年度に更新・配備する。
更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について	<p>○対象台数：1161台（令和7年度：413台、令和8年度：747台）</p> <p>○処分方法 令和7年度は、更新対象機器（中学校で更新され不要となった機器）を小学校分の端末予備機として使用し、令和8年度に以下のようにリユース・処分する</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用済端末を公共施設や福祉施設など地域で再利用：50台 小型家電リサイクル法の認定事業者に再使用・再資源化を委託：1110台 <p>○端末のデータの消去方法 ・処分事業者へ委託する</p> <p>○スケジュール（予定） 令和7年9月 令和7年度 新規購入端末（中学校分）の使用開始 令和7年10月～令和8年8月 中学校で使用していた端末は小学校の予備機として使用 令和8年9月 令和7年度 新規購入端末（小学校分）の使用開始 令和8年10月 処分事業者選定 令和8年12月 使用済端末の事業者への引き渡し</p>
「⑤累積更新率」が令和10年度までに100%に達しない場合は、その理由	